

## 夜間対応型訪問介護

加算の種類	提出を求める書類
24時間通報対応加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>24時間通報対応加算に係る届出書（夜間対応型訪問介護事業所）（別紙32）</b></li> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（加算算定月のもの）</li> <li>・ 訪問介護事業所と連携体制を確保していることがわかる契約書等</li> </ul>
特別地域加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類なし</li> </ul>
中山間地域等における小規模事業所加算（地域）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類なし</li> </ul>
認知症専門ケア加算（Ⅰ），（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙26）</b></li> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（加算算定月のもの）</li> <li>・ 介護職員，看護職員ごとの認知症ケアに関する研修の目標，内容，研修期間，実施時期等を定めた計画（※加算Ⅱの場合のみ）</li> <li>・ 定期会議の記録（すでに実施している場合）又は予定表（人材要件）</li> <li>・ 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置がわかるもの</li> </ul> <p>※認知症ケアに関する専門性が高い看護師とは次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修修了証</li> <li>日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程修了証</li> <li>日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」</li> </ul>
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12）</b></li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画</li> <li>・ 定期的会議の記録（すでに実施している場合）又は予定表</li> <li>・ 定期的な健康診断の実施記録又は計画</li> <li>・ <b>（別紙7参考様式）有資格者等の割合の参考計算書</b></li> <li>・ <b>介護福祉士登録者名簿（参考様式）</b>又は介護福祉士の登録証</li> <li>・ <b>職員雇用状況表（参考様式）</b>又は雇用年数が分かるもの</li> </ul> <p><b>【人材要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（前年度（3月の除く），前年度実績が6月満たない事業所は届出日の属する月の前3月）</li> <li>●介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，介護福祉士の占める割合が60%以上であることを計算したもの（常勤換算）</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であることを計算したもの（常勤換算）</li> </ul>

<p>サービス提供体制強化加算（Ⅱ），（Ⅲ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12）</b></li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画</li> <li>・ 定期的会議の記録（すでに実施している場合）又は予定表</li> <li>・ 定期的な健康診断の実施記録又は計画</li> <li>・ <b>（別紙7参考様式）有資格者等の割合の参考計算書</b></li> <li>・ <b>介護福祉士登録者名簿（参考様式）</b> 又は介護福祉士の登録証</li> <li>・ <b>職員雇用状況表（参考様式）</b> 又は雇用年数が分かるもの</li> </ul> <p><b>【人材要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（前年度（3月の除く），前年度実績が6月満たない事業所は届出日の属する月の前3月）</li> </ul> <p>（Ⅱ）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上であることを計算したもの（常勤換算）</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち、介護福祉士及び実務者研修修了者の占める割合が60%以上であることを計算したもの（常勤換算）</li> </ul> <p>（Ⅲ）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち、介護福祉士の占める割合が30%以上であることを計算したもの（常勤換算）</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち、介護福祉士、実務者研修修了者等の総数の占める割合が50%以上であること（常勤換算）</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業者の総数のうち、常勤の者の占める割合が60%以上であることを計算したもの（常勤換算）</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であることを計算したもの（常勤換算）</li> </ul>
<p>LIFEへの登録</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類なし</li> </ul>